

序章

目的と位置づけ

序章 目的と位置づけ

1. 目的

印西市景観まちづくり基本計画は、本市の沼や河川、緑地や農地等の自然景観の保全・育成、悠久の歴史や旧街道の風情、地域の伝統文化景観の継承、千葉ニュータウン等の良好な市街地景観の育成・創出、清潔で緑豊かなまちの環境美化などを、市民、事業者、市との協働により一体的に推進していくため、景観まちづくりの基本計画として策定することを目的とします。また、景観まちづくりの推進により、まちへの愛着と誇りがさらに高まることを目指すものとします。

2. 位置づけ・意義等

印西市景観まちづくり基本計画は、印西市景観基礎調査を基礎資料として、「印西市総合計画」と「印西市都市マスタープラン」に即し、部門別計画等である「印西市環境基本計画」や「印西市緑の基本計画」に加え、千葉県の「千葉県良好な景観の形成に関する基本方針」との整合を図り、今後定める印西市景観計画と印西市景観条例の土台となる計画として位置づけます。また、本基本計画は幅広い観点から景観の特性や景観形成の目標、方針、推進方策等の検討を行うとともに、策定段階において市民の声を反映することの意義と役割を持つ計画とします。

なお、印西市景観計画は、景観法第8条に基づき良好な景観の形成の方針や行為の制限、推進方策等を定めることを目的とし、一定の強制力を持つ計画となります。このため、景観形成の運用において景観形成の誘導等を行う役割を担います。また、景観条例は、景観法の規定に基づく施策その他景観形成に関する施策の基本的な事項を定めることを目的とし、景観計画を担保し景観計画の目標の実現を推進する役割を担います。

